

# 鳥取県公報

令和5年6月27日(火) 第9510号

每週火·金曜日発行

			<b>当</b>
$\Diamond$	告	示	知事指定薬物の指定(327) (医療・保険課)・・・・・・・・・・・・・・・2
			クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定
			(328) (くらしの安心推進課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			用発行為に関する工事の完了 (330) (八頭県土整備事務所) · · · · · · · · · 4
$\Diamond$	公	告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\Diamond$			総合評価一般競争入札の実施(教育センター)・・・・・・・・・・・・・・・・5
~	W4XE	• н	THE BITTER PARTY OF THE PARTY O

# 示

### 鳥取県告示第327号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)第9条第1項の規定に基づき、知事指定 薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
5-知(1)-1	Etonitaze	2-[(4-x)+シフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2]
	pipne, N-P	- (ピペリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダ
	iperidiny	ゾール及びその塩類
	l Etonita	
	zene	
		N
		N
		O <sub>2</sub> N N
5-知(1)-2	3 - C P M , 3 - C	(2R, 3R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモル
	hlorophen	フォリン、(2S, 3S) $-2-(3-)$ ロロフェニル) $-3-$ メ
	metrazine	チルモルフォリン及びそれらの塩類
		0
		CI I I I I I I I I I I I I I I I I I I
		CINH
		0
		Ĭ∡H
		CI NH
		H <sub>IIII</sub>
		H`

5-知(1)-3 $A \setminus 4F - ABUT$ 1H-インダゾール-3ーカルボキシアミド及びその塩類 INACA

#### 鳥取県告示第328号

クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) 第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るた めの研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るため の講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年6月27日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地 公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター 鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修(クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。)及び第1型講習(クリーニング 業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)が出席して受講するものをいう。以下同じ。)の日時及び 場所等
  - (1) 第1型研修

日時 令和5年10月8日(日)午後1時から午後5時まで 場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター

(2) 第1型講習

日時 令和5年10月8日(日)午後1時から午後5時まで 場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター

- (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1) 又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修(クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。)及び第2型講習(業務従事者が 通信制で受講するものをいう。以下同じ。) のレポートの提出締切日及び受講対象者
  - (1) 第2型研修

レポートの提出締切日 令和5年11月16日(木)

受講対象者 第1型研修を都合により受講できなかったクリーニング師

(2) 第2型講習

レポートの提出締切日 令和5年11月16日(木)

受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

- 5 受講申込期間
  - (1) 第1型研修及び第1型講習

令和5年9月7日(木)から同月22日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号) に規定する休日を除く。)

(2) 第2型研修及び第2型講習

令和5年10月10日(火)から同月23日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

- 6 受講料
  - (1) 第1型研修及び第2型研修 5,000円
  - (2) 第1型講習及び第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

電話 0857-29-8590

#### 鳥取県告示第329号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を令和5年 6月19日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月27日

鳥取県知事 平 井 治

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和5年6月27日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩

1 開発許可の年月日及び番号

令和 4 年 8 月 30 日 鳥取県指令第202200135683号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡八頭町稲荷字内荒木

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市徳尾189-1

株式会社英和 代表取締役 小林 範丈

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市か ら都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項 の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月27日

鳥取県知事 平 井 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路3・5・12号湯の関線

倉吉都市計画道路3・6・8号西倉中央線

倉吉都市計画道路3・6・9号福守線

#### 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条 の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年6月27日

鳥取県教育センター所長 横 山 順

#### 1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

「鳥取県統合型教育ポータルサイト」開設及び保守運用業務 一式

.....

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

- (4) 入札方法等
  - ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める企 画提出書等を提出しなければならない。
  - イ 入札金額は(1)に掲げる業務案件について入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費 用の総額を記載すること。
  - ウ 入札書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた 金額)とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす る。

- (1) 単独企業に関する要件
  - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有す るとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。
    - (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
    - (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分 に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に 関する申請書類を令和5年7月3日(月)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札 に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡するこ

- ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3 条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又

は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- オ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれ の日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱 (平成29年10月5日付第201700167239号) 第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
  - ア 各構成員は、(1)のア及びウからオまでの要件を全て満たしていること。
  - イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。
    - (ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良
    - (イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構 成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年7月3日(月)正午まで に4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請 書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ 場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
  - (ア) 目的
  - (イ) 名称
  - (ウ) 事業所の所在地
  - (エ) 成立の時期及び解散の時期
  - (オ) 構成員の住所及び名称
  - (カ) 代表者の名称
  - (キ) 代表者の権限
  - (ク) 構成員の出資の割合
  - (ケ) 運営委員会
  - (コ) 構成員の責任
  - (サ) 取引金融機関
  - (シ) 決算
  - (ス) 利益金の配当の割合
  - (セ) 欠損金の負担の割合
  - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
  - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
  - (チ) 構成員の除名
  - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (テ) 代表者の変更
  - (ト) 解散後の契約不適合責任
  - (ナ) 解散後の著作権
  - (二) その他必要な事項
- 3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

- 4 入札手続等
  - (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和5年6月27日(火)から同年7月25日(火)までの間にインターネットの鳥取県教育センター教育D X推進課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/306317.htm) から入手すること。ただし、これ により難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び時間

令和5年6月27日(火)から同年7月25日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、 交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事 業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)に より、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び企画提案書等の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和5年8月8日(火)午前10時まで。なお、郵送等による場合は、この日時までに(1)の場所に必着 のこと。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書で示すところにより後日審査の上決定し、通知するものであること。

令和5年8月8日(火)午前10時

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター本館2階第一研修室

- 5 入札者に要求される事項
  - (1) 入札書は、業務名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、企画提案書等とと もに提出しなければならない。
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に令 和5年7月25日(火)の正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日まで に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計 規則」という。) 第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の 納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調 達手続特例規則」という。) 第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい て、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法
  - (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、「鳥取県統合型教育ポータルサイト」開設及び保 守運用業務企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設けて行う企画提案書の評価及び入札価 格の総合評価により行う。
  - (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を落札者とする。 ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めら れるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であ ると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の 者のうち、評価委員会の評価において総合評価点の最も高かったものを落札者とすることがある。
- 8 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
  - (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とす る。

(3) 契約書作成の要否

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

- 9 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and maintenance of an integrated education portal site in Tottori Prefecture : 1 set
  - (2) July 25, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
  - (3) August 8,2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders: bid-opening (August 8,2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)
  - (4) Contact point for the notice: Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori -city 680-0941 Japan TEL: 0857-28-2387